

新潟市教育委員会 令和3年10月 臨時会会議録

日 時	令和3年10月15日(金) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	井崎 規之			
出席委員 (8名)	田中 賢一	出席委員	五十嵐 悠介	
	小野沢 裕子		乙川 千香	
	市嶋 洋介			
	渡邊 純子	欠席委員	齋藤 昭彦	
	大宮 一真			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (8名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	池田 浩		
	教育次長	本間 金一郎		
	教育総務課長	渡辺 和則		
	保健給食課長	袖山 直也		
	学校人事課長	吉田 亨		
	学校支援課長	山田 哲哉		
	教育総務課 課長補佐	佐藤 夏樹		
	教育総務課 係長	秋山 悟		
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (1 件)	議案第 21 号	教職員の人事措置について
報 告 (2 件)	市立学校における事故について	
	令和 2 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(速報)	

## 第1 開会宣言

○教育長

これより、10月教育委員会臨時会を開催いたします。

なお、齋藤委員より本日の会議を欠席するとの連絡がありましたが、会議の定足数である過半数は満たしています。

本日の報道はありません。なお、会議中に、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

よろしければ、許可することで決定します。

## 会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に乙川委員及び田中委員を指名します。

## 第2 付議事件

○教育長

日程第2 付議事件に入ります。

はじめに、議案第21号 教職員の人事措置については、人事案件であることから、非公開としたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

よろしければ公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議します。

## 第3 報告

○教育長

続きまして、日程第3 報告に入ります。

はじめに、市立学校における事故について、保健給食課から説明をお願いします。

なお、説明のあとに質疑等をお受けいたしますが、児童の特定につながる情報につきましては、この公開の場では申し上げられないこともありますので、御了解いただければと思います。

では、説明をお願いいたします。

○保健給食課長

保健給食課です。

報告1です。一昨日、市立学校で洗口液の誤配布によります事故がございましたので、あらためまして御報告いたします。

今、小学校などではむし歯予防のため、フッ化物を含んだ液体を口に含み、ぶくぶくうがいをし、コップに吐き出す、フッ化物洗口を毎週1回行っています。このたび、西区の内野小学校におきまして、誤った洗口液で実施した事案が発生しました。

1 概要です。

今月13日(水)、朝の会の時間に全学級で洗口を実施し、1年生の教室内で、担任が紙コップに分配して洗口液を配付する際、誤って手指消毒液を入れて配ってしまい、当該クラスの児童24人が洗口を実施し

たということです。24人全員とも、紙コップに液を吐き出していること、他のクラス、学年では安全に実施されていることは確認しました。

2番児童の状況です。24人全員が近くの医療機関を受診しました。そのうち、口の中の違和感、のどの痛み、腹痛などの症状を有した児童は15人でした。

なお、昨日、今日も該当クラスの児童は、全員が登校したということです。今朝も特に具合が悪いという児童はいなかったと聞いています。

3番目、原因です。洗口液を紙コップに分ける際、洗口液のボトルと消毒液のボトルとを近くに置いた状態で、担任がとり違えて、消毒液を紙コップに分けて入れてしまったということです。

4番、再発防止策です。洗口液を紙コップに分ける作業スペースには、洗口に直接関係ない消毒液などの物品を置かないこと、臭い等を確認する。消毒液のボトルを色の異なるボトルにする、または赤のテープなどで施しをして、視覚的に違いを明確にするということで、再発防止を行うよう本日付で、全学校園に通知をいたします。

児童はじめ、保護者や関係者の皆さんには御迷惑、御心配をおかけし、お詫びを申し上げたいと思います。

教育委員会といたしましても、フッ化物洗口の実施に際し、先ほどの再発防止策を徹底し保護者の理解を得ながら、学校とともに適切に今後進めていきたいと考えています。報告は以上です。

○教育長

ありがとうございました。ただいまの説明に御質問や御意見がありましたら、委員の皆さまから御発言をお願いいたします。

小野沢委員お願いします。

○小野沢委員

お願いします。昨日、連絡のメールを拝見し、どうしてこんなことが起きたのか、そうならないための再発防止策もこれを守ってもらえれば起きないかと思いますので、丁寧な説明をありがとうございます。

子どもたちに症状がなく、今日も無事に出席しているということで、安心しました。以上です。

○教育長

他にございませんか。

○五十嵐委員

よろしく願いいたします。再発防止策を全ての学校にお伝えしていただいたということで、対応しましたという返すところまで見ていただければと思います。こちらとしては、再発防止策をお伝えしましたが、受け取った方で校長先生が、下ろしていませんでした。という話になると、考えた再発防止策が再発防止策になっていなかったということになります。

リアクションが返ってきたという、とりまとめまでよろしく願いいたします。

○保健給食課長

確認しながら進めたいと思います。

○五十嵐委員

お願いします。

○教育長

他にありませんか。市嶋委員お願いいたします。

○市嶋委員

再発防止策にもともとある実施マニュアルというものがあるのですが、

マニュアルは研修などで、どういうタイミングで担任の方に指示されるものですか。

○保健給食課長 年度始めに、学校単位で職員に研修しています。そのあとは実施ごとに溶液などが入ったかごに、一緒にマニュアルを置きながら行っております。年度当初にきっちり行い、その都度マニュアルも見ていただきながら、実施していく形です。

○市嶋委員 わかりました。できましたら今日、そのマニュアルがどのようになっている、これに沿って実施しているのが確認できれば良いと思ったのですが。

それはしっかり行っているということですので、通常は人の体に入るようなものを、今まで先生はしてこなかったことをやり始めるようになって、なかなか大変な中でしていると、間違いはゼロにならないところは出てくると思うので、できましたら2人以上で確認をするところまで、とくに1年生は自分で気づくことは難しいと思います。2人で必ず確認して、配付することは難しいでしょうか。

○保健給食課長 クラスごとでの実施ですので、なかなか先生方のそれぞれのクラスで一斉に行っていますので、難しいところがあるかと思います。手順をしっかりと行うことで、進めてまいりたいと考えています。

新潟県共通のマニュアルとしては、こういうものが載っています。学校ごとにこれを抜粋していると聞いております。

○市嶋委員 配って、見てください。という形でしているわけですか。

○保健給食課長 学校ごとでは教職員研修の中で、詳しく行っています。

○市嶋委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますか。乙川委員お願いいたします。

○乙川委員 この話をきいて、起こるべくして起こったのではないかと第一印象を受けました。

学校でフッ化物洗口をすること自体が、先生方の仕事になっていることが、ずっと不思議で子どもを学校にやっていたので。必要な人が必要だと思えば、医療機関で受けられるものを一斉に学校の先生が、その時間を使って行うことがどうなのだろうと、前々から疑問に感じていました。

他県はどこも行っている事でしょうか。私が子どもの時、他県の小学校ではなかったです。新潟県出身の連れ合いは小学校の時からあると聞いて、そもそも学校ですることなのかと、とても驚きました。

学校からお便りでフッ素洗口の同意書で、同意しますという同意書が毎年渡されます。そこには、判子を押して、「同意します お願いします」という形で学校に提出することになっています。効果があると書いてはありますが、判子を押した同意書が必要なので、効果的なことではない、デメリット的なことを知らないまま、ほとんどが旦那さんが見るわけではなく、お母さんたちがそれを代筆して判子を押して、学校に出すというのがほとんどだと思います。実際周りがそうでした。

フッ素洗口自体が、学校で必要なことなのかなというところが、他県の情報も含めて分かれば教えていただきたいと思います。

○保健給食課長

他県の情報までは、手持ちに資料がなく申し訳ございません。

新潟県では以前から、このフッ化合物洗口は他県に比べ、先行して始めたと聞いております。それもあり、他県に比べ虫歯が少ない県になっています。保護者からの同意を含めて、希望制ではありますが同調的な圧力にならないように、行わなければならないと思います。

もし、「やる・やらないで」差別や偏見がおきないように、学校現場では努めているということです。引き続き留意して、行っていきたいと思っています。

○教育長

よろしいですか。他にありますか。

○渡邊委員

新聞にも記事になり、ニュースでも伺っていましたが、今のお話だと児童は今のところは害がなかったということですね。

○保健給食課長

幸いにも軽症です。

○渡邊委員

うちの子どもたちの頃は、15、16年前ですが、フッ素化合物洗口はなく、保護者に承諾を求めるようなものもなかったので、今、初めて知りました。

きちんと保護者からの許可を取ってしてらっしゃるということは、意味のある事だと思っておりますが、今回このようなことがあって、保護者から批判や安全面の心配などはなかったですか。

○保健給食課長

今のところは、そのようなご意見はいただいておりません。

○渡邊委員

新潟県は虫歯の少ない県だということは、誇らしいことだと思いますが、特別これを推奨するということは、文科省から出ているのでしょうか。

○教育長

医学的には、新潟大学の予防歯科の方で、虫歯が少ない地域があり、飲み水を調べてみたところ、井戸水にフッ素が結構入っていたということから研究が始まり、全国に先駆けて新潟大学の予防歯科はフッ素に着目していました。それで新潟県、新潟市がフッ素洗口を先進で取り組み始め、歯科医師会の皆さんと学校や保育園サイドを含めて虫歯の子どもたちによく効いたので、予防できるものがあれば子どもたちの健康のためにやりましょうというのが、昭和40年代だと思います。

その時に、一部の方々からはフッ素は体内に取るものではなく、大量に取ると障害が起きたりするという意見があり、きちんとマニュアルを作って整備をしつつ、保育園と学校、個々の園長先生、校長先生、保護者と同意を得て行いましょう、ということが始まりだったと思います。

「する・しない」の判断を含めて、順番に入れてきたので学校や保育園では、少し遅れて入ったとか、計画的に入れていったとかということだと思います。

小さい子どもは濃いものを塗布していて、大きくなるとぶくぶくして吐き出せるので、洗口液で実施しています。きちんと紙コップに吐き出したことを先生や関係者が確認し、紙コップのなかで、ティッシュにしみこませ

て廃棄するなど、マニュアルに定めた上で洗口を行っているのです、これまで大きな事故はなかったです。たまたま今回は、新しい要素として、手指消毒液のボトルが学校現場に配付されたものですから、間違いのもとになってしまったという背景もあります。

色々なご指摘やご意見はあると思いますが、子どもたちの歯を守ることでは、一定の効果を上げてきたというのが、予防歯科の先生方の見解であり、われわれとしてもそういうことからずっと続けてきたのだと思います。

○渡邊委員

わかりました。

○保健給食課長

歯科医師会も厚生労働省も、有用性や安全性というのは確認していて、そのようなことを表明しているということです。今回、学校でもあらためて、フッ素化物洗口の実施につきまして保護者に説明をして、再開することを考えています。ご理解いただければと思います。

○市嶋委員

ボトルの形状や種類はふつう、どこの学校の教室に行っても同じものが置いてあったら、あまり先生も間違えないと思います。それが、いろいろな種類があったということはないでしょうか。メーカーが違ったとか。洗口液なら問わないとか、学校ごとに違うと間違いのもとになりそうだと思いますが、統一されているのでしょうか。

○保健給食課長

多く種類があるわけではなく、納入業者のボトルによって、多少の形はあるようですが、押したときの感じは全然違いますが、あの形が基本的です。手指消毒用と口が違った形で、色は乳白色で同じですが、「フッ化物」というラベルは貼ってあります。

○教育長

おそらくフッ素洗口液のボトルとは間違えないと思いますが、似たボトルが手指消毒のものは山ほど種類があるので、たまたま似ているボトルが揃ったということだと思います。手指消毒のボトルはいろいろな商品が出ているので、大小、液体、ジェル用のものなど、そちらの方の気づきが遅かったのかと思います。「関係ない所には置かないでね」ということだと思います。今のマニュアルではそういうことを想定していないものから、抜けていたところがあると思います。

○保健給食課長

フッ化物のボトルは似た形ではありますが、2種類くらいあると聞いています。

○市嶋委員

必ず見るこのボトルというのを決めた方が、間違いが起きづらいと思います。

○保健給食課長

はい、そうですね。

○田中委員

市嶋委員の同じ考えですが、報道等にも書かれているように、消毒液と色の異なるボトルに変更するとありますが、たとえば新潟市として、統一してフッ化物を入れるボトルを水色にするなど、一律購入して各学校に配付するなど、そのようなお考えはありますか。

○保健給食課長

今、私どもが考えていますのは、その逆で、普段口に入れない方を手指消毒液の方のボトルの色を明確にしようということで、赤いラベルを付

け、上から見ても分かるように市内統一してもらおうと思っています。

○田中委員

いずれにしても統一をして、はっきり見た瞬間に分かるような手だてを講じた方が良いと思います。おそらく学校現場では、ノロウイルスの対策の別の消毒薬もありますから、普段教室に置かないでどこかにしまっているわけですが、いくつか消毒液、洗口液と同じようにボトルのタイプのものであったりしますので、それらをきちんと区別できるようにより一層していただければと思います。

さっきもお話がありましたが、各学校が「こういう対策を取りました」「こういう対応にします」ということを、教育委員会として報告を求めますか。

○保健給食課長

はい。それはその通りに検討していきます。

○田中委員

そのように、対策を取っていけば間違いが起きないと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長

よろしいでしょうか。五十嵐委員お願いします。

○五十嵐委員

同意書を取るということは、同意が取れないご家庭については、実施しないわけですね。強制ができないわけですから。それは当然の権利だと思うのですが、ぜひ現場の先生方においても、他の子はしているのだと圧力が生じないように先生の方からも生徒の方からも。

我々は教育長から新潟県は当たり前のようにして、先生たちも当たり前と思っていると思うのですが、新潟県の当り前は、乙川委員もお話していましたが、それは当たり前ではないので、他県から転校してきたときに「なんで」と子どもは敏感ですから、希望者だけがして、たまたまマイノリティになっているという形を作っていただけるように、お声がけいただければと思います。

○保健給食課長

はい、分かりました。

○乙川委員

さきほどもお話ししましたが、「やる・やらない」は皆さんの選択だから、新潟県は行うのだという方向で、学校にフッ化物洗口液を先生方をお願いしている形であるならば、保護者がきちんとその情報を知る必要があると思います。ずっと子どもが幼稚園の時から、小学校、中学校と同じお便りが来ていましたが、ずっと疑問に思いながら、先生にも聞いていました。本当に、ごくんとはいけない、水道には流してはいけないもの、と安全性が確認されているものと分かりますが、そのように処分をしなければならぬものをどういふ風に行いますよと分かっていますが、なぜそういうものなのか 同意書にメリットだけでなくこのようなことが言われていますだけでも良いので、両方の情報を出して、その上で保護者が選択して行くという形にさせていただけたらと思います。

実際、一番効果的なことを歯医者さんに何度も聴いても、同じことを言われましたが、一番効果的なことは、フッ素ではなくブラッシングだと伺っていて、普通のどの歯磨き粉には、ほとんど入っているので、それでしっかりブラッシングできていれば十分だということもありますし、保護者が選択できるように両方の情報を載せていただきたいと思っています。



- 保健給食課長 適切に判断いただけるように、しっかりと正しい情報をお知らせしたいと思います。
- 乙川委員 お願いします。
- 教育長 予防歯科や歯科医師会の先生方に聞いてみたりしてください。  
では、よろしいですか。  
次に、令和2年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、学校支援課から説明をお願いします。
- 学校支援課長 よろしくお願いいたします。  
昨日も新聞で報道もされていましたが、令和2年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、ご報告いたします。  
報告2をご覧ください。この調査は、児童生徒の問題行動等の解決を図ることが教育の喫緊の課題となっていることに鑑み、児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、毎年度暴力行為、いじめ、不登校の状況等について、調査を行っているものです。  
令和2年度の新潟市の主な調査結果について、報告いたします。  
1の暴力行為の発生件数です。  
暴力行為とは、自校の児童生徒が、目に見える物理的な力を故意に加える行為を言い、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、「器物損壊」等の種別に分けられます。一人の児童生徒が、同じ種別で複数回行った場合は、1人とカウントされ、異なる種別で行った場合は、それぞれでカウントされています。  
新潟市の暴力件数は、小学校、中学校、高等学校を合わせて、871件で、昨年度比は337件の減少となっています。種別を見ると、対教師暴力が138件、生徒間暴力が635件、器物損壊が79件、対人暴力が19件でした。  
次に2番、いじめの認知件数及び解消の状況等です。いじめの認知とは、いじめ防止対策推進法で定義されている、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的、または物理的影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものであり、何らかの行為を受けた児童生徒が「いやだ」と感じたものは全ていじめと捉えることとなっています。  
新潟市にいじめの認知件数は、12,719人昨年度比では2,712件の減少となっています。なお1,000人当たりの認知件数は、政令市で全国1となっております。  
続きまして、報告3をご覧ください。  
3番小・中学校における長期欠席、不登校等です。

不登校等児童生徒数は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあり、病気や経済的理由によらないもののうち、年間の欠席日数が30日以上カウントしたものです。

新潟市の不登校児童生徒数は、小学校は426人で、そのうち90日以上欠席した児童は171人でした。中学校は781人で、うち90日以上欠席した生徒は452人でした。小中学校の合計は、1,207人になり、昨年度比は109人の増加となっています。

なお、本日、報道発表の翌日に臨時会があるということで、数値の概要のみ報告させていただきました。この結果に対する考察等につきましては、後日開催される、教育委員会の定例会で御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○教育長

ありがとうございました。

この案件につきましては、いまほどお聞きの通り、詳細につきましては分析等を含めて、10月29日の定例会で改めて御説明させていただきます。

御質問・ご意見につきましては、その際にお受け付けさせていただきますので、今日は速報ということで報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第4次回日程について、教育総務課から説明をお願いいたします。

#### 第4次回日程

○教育総務課長

次回の日程です。

10月の定例会は10月29日(金)、11月につきましては、11月19日(金)になります。時間はいずれも午後3時30分からを予定しています。よろしくお願いいたします。

#### 第5 公開終了

○教育長

以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。

傍聴人の方はおられませんので、引き続き、定例会を再開させていただきます。

#### 第6 定例会(非公開) 付議事件

○教育長

これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

議案第21号 教職員の人事措置について、学校人事課から説明をお願いいたします。

議案第21号 教職員の人事措置について説明 → 承認

第7 臨時会閉会

○教育長                    それでは以上で、臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。  
以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

乙川 千香

署名委員

田中 賢一

